

令和8年度の市民税・県民税から適用されます 市・県民税の主な税制改正

物価上昇における税負担の調整と働きたい人が働きやすい環境を作り、公平な税制の構築の観点で税制改正が行われました。今回の改正は、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の市民税・県民税から適用されます。

※所得税の改正は、国税庁のホームページをご覧ください。



給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に変更されます。これにより、給与収入

入金額が190万円以下の人の控除額が最大10万円引き上げられます。
※190万円を超える場合、変更はありません。

各種控除の所得要件の見直し
扶養控除などの適用を受ける場合の所得要件が10万円引き上げられます。

特定親族特別控除（大学生年代の子などに関する特別控除）の創設
納税義務者が特定親族を有する場合に、その納税義務者の総所得金額などから、その特定親族の合計所得金額に応じて控除されます。

※問い合わせ：市民税課 ☎72-8209

■特定親族特別控除の基準

特定親族（※）の合計所得金額 （給与のみの場合の収入額）	納税義務者の 特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下 （123万円超 160万円以下）	45万円
95万円超 100万円以下 （160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超 105万円以下 （165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超 110万円以下 （170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超 115万円以下 （175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超 120万円以下 （180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下 （185万円超 188万円以下）	3万円

※特定親族とは、納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人。ただし、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除きます。なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定扶養親族に該当し、控除額は45万円です。

自主的に除雪作業する人に報償費を支払います 地域除排雪制度

市の道路除雪では対応できない箇所などを、自主的に除雪作業する人に報償費を支払います。

■対象者：市長が認めた個人または団体（要事前申請）

■対象道路・作業：次のいずれかを満たす道路・作業①市が管理する道路のうち、除排雪指定路線の対象外の道路の除排雪②除排雪指定路線で、社会福祉協議会が認める対象者世帯の出入口置き雪の除去

家庭や学校、地域で協力して子どもを守りましょう 11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

オレンジリボンは、児童虐待のない社会の実現を目指すための運動のシンボルです。

児童虐待とは
親などが子どもに対して行う、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為など）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えないなど）、心理的虐待（脅し、無視など）のことをいいます。

虐待かもと思ったらずに連絡を

連絡は匿名で行うことができ、内容などの秘密は守られます。

■連絡先：子ども家庭センター ☎64-



または横断歩道部置き雪の除去③社会福祉協議会が認める対象者世帯が接道する私道の除排雪
■対象期間：12月1日（月）～令和8年3月25日（水）
■申し込み：11月4日（火）～25日（火）に道路環境課（江釣子庁舎2階）の窓口へ
※報償費や申請書などの詳細は、市のホームページをご覧ください。
■問い合わせ：道路環境課 ☎72-8273

7574、児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189（地域の児童相談所に自動転送）
※命にかかわると思われる場合は、警察へ連絡してください。

家庭児童相談

18歳未満の子どもに関する問題や心配事、ヤングケアラー、児童虐待などの相談に対応します。

■とき：月・金曜日（祝日を除く）8時30分～17時15分

■相談先：問い合わせ：子ども家庭センター ☎64-7574

■各種控除の所得要件の見直し

区分	所得要件※	
	改正後	改正前
扶養親族	58万円以下	48万円以下
同一生計配偶者		
勤労学生	85万円以下	75万円以下

※所得要件とは、合計所得金額の要件。ただし、ひとり親の生計を一にする子は総所得金額などの合計額です。

原付一種の区分基準に追加 新基準原動機付自転車

4月1日から、原付一種の区分基準に新基準原動機付自転車が増加されました。新基準原動機付自転車とは、総排気量が125cc以下で、最高出力を4.0kW以下に制限したバイクを指し、従来の総排気量50cc以下の原動機付自転車と同じように原付免許で運転できるものです。

なお、新基準原動機付自転車には年額2000円の軽自動車税（種別割）が課せられ、50cc以下の原動機付自転車と同様、白色のナンバープレートを交付します。
※登録（新規・譲渡）の手続きは、市のホームページをご覧ください。

■問い合わせ：市民税課 ☎72-8210



一人で悩まず相談を 11月は女性に対する暴力をなくす運動月間

配偶者などからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力は、決して許されるものではなく、命に関わることもあります。ひとりでも悩まず相談してください。



期間中は、運動のシンボルであるパブリックボンを職員が身に付けるほか、市庁舎などにパブリックボンを設置します。

■問い合わせ：地域づくり課 ☎72-8030

貴重な成果をご覧ください 八天遺跡現地説明会

縄文時代後期の大型柱穴、平安時代の竪穴住居跡が新たに見つかった史跡八天遺跡の発掘調査成果の解説を行います。
■とき：11月1日（土）13時30分～14時30分（小雨決行、大雨の場合は中止）
■ところ：更木34地割地内（特別養護老人ホーム八天の里西側）
■問い合わせ：文化財課 ☎65-0098

コンセント取付
ランプ交換
エアコン工事

コンセント取付・ランプ交換
電気の“こまった”を解決します。

明るい未来を創造する技術集団

南部電気工事株式会社

ホームページ・ブログ公開中

南部電気工事 株式会社

TEL 0197-67-5252 FAX 0197-67-5256

北上の新築住宅・大規模リフォームを得意とする
57年の歴史を歩む大工職人集団
地元工務店だからできるそれぞれの
生活に合わせた住まいづくりを叶えます

有限会社 丸安工務店

〒024-0073 岩手県北上市下町子10-63
TEL 0197-73-5463 FAX 0197-73-5466
E-mail fp-daiku@maruyasu-kitakami.com

Panasonic リフォームCub

有限会社丸安工務店

〒024-0071
岩手県北上市上町子19-173-1
TEL 0197-71-5045 FAX 0197-71-5046